

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 6 月 21 日（金）第 525 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 1
- 土地改良区の清算人の就任の届出（農地整備課取扱い） 1
- 公共測量の実施（2件）（監理課取扱い） 2
- 指定納付受託者の指定（文化財課取扱い） 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 2

## 公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告（3件）（建築課取扱い） 3
- 一般競争入札公告（会計課取扱い） 4
- 競争入札の参加者の資格に関する公告（県立病院課取扱い） 6
- 一般競争入札公告（県立大島病院取扱い） 8

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 直接請求の連署に必要な有権者の数（※）（選挙管理委員会取扱い） 10
- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）（選挙管理委員会取扱い） 12
- 政治団体の名称等の公表（選挙管理委員会取扱い） 12

## 告 示

## 鹿児島県告示第491号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和 6 年 6 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

病院 又は 診療所		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
川原クリニック	薩摩川内市向田本町18番11号	令和 6 年 7 月 1 日	育成医療・更 生医療

## 鹿児島県告示第492号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、清算法人鹿児島市郡山土地改良区の清算人の就任について次のとおり届出があった。

令和 6 年 6 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

就任した清算人の氏名及び住所

前田 利春 鹿児島市花尾町2545番地

白坂建二郎 鹿児島市郡山町3726番地

竹下 幸三 鹿児島市油須木町568番地

竹下 章男 鹿児島市油須木町523番地 1

西 邦弘 鹿児島市玉里団地一丁目10番16号  
 米永 孝雄 鹿児島市東俣町3012番地 2  
 小野 康則 鹿児島市川田町951番地  
 東 良子 鹿児島市川田町1119番地 2

**鹿児島県告示第493号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 6 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（吉野地区土地区画整理事業 出来形確認測量）
- 2 作業の期間 令和 6 年 5 月 24 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市吉野一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目

**鹿児島県告示第494号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大島支庁長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 6 年 6 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（写真測量による数値地形図作成）
- 2 作業の期間 令和 6 年 5 月 31 日から同年 9 月 2 日まで
- 3 作業の地域 龍郷町戸口地内

**鹿児島県告示第495号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和 6 年 6 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
株式会社鹿児島カード  
鹿児島市泉町3番3号
- 2 指定納付受託者を指定した日  
令和 6 年 4 月 1 日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入  
鹿児島県立博物館のプラネタリウム室使用料
- 4 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

**大隅地域振興局告示第18号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 6 年 6 月 21 日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援事業所あかり	鹿屋市笠之原町 45番52-4号	社会福祉法人恵 仁会	鹿屋市下祇川町 1800番地	池田志保子	令和 6 年 4 月 1 日	放課後等 デイサー ビス

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 6 年 6 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
(1 工区)

霧島市国分上小川字森ノ木601番1の一部、602番1の一部、603番1、604番1、605番1、605番2、605番3、606番1、606番2、617番の一部、618番1の一部、618番2の一部、618番3の一部、618番4の一部、619番の一部、620番の一部、621番の一部、622番1の一部、622番2の一部、623番1の一部、624番2の一部及び628番5の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

霧島市国分中央三丁目45番1号  
霧島市土地開発公社  
理事長 新町貴

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 6 年 6 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
(3 工区)

霧島市国分上小川字西ノ丸1375番5、1375番6の一部、1375番7の一部、1375番8の一部及び1375番9の一部

- 2 公共施設の種類、位置及び区域

水路 霧島市国分上小川字西ノ丸1375番5の一部

- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

霧島市国分中央三丁目45番1号  
霧島市土地開発公社  
理事長 新町貴

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 6 年 6 月 21 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
(5 工区)

霧島市国分上小川字西ノ丸1350番1の一部、1351番1、1352番1、1353番1、1354番1、1355番1、1356番1、1356番2、1357番1、1358番1、1359番1、1360番1、1361番1、1362番1、1363番1、1364番1、1365番1、1366番1、1367番1、1368番1、1369番1、1370番1、1371番1、1372番1、1373番1、1374番1、1375番1、1375番2、1375番3、1375番4、1375番11の一部、1375番12の一部、1375番13、1375番14、1375番15、1375番18の一部、1376番1の一部、1376番2、1376番3、1377番1の一部、1377番2、1377番3、1378番の一部、1379番の一部、1380番1、1380番2、1380番3の一部、1381番1、1381番2、1381番3の一部、1382番1の一部、1382番2の一部、1383番の一部、1384番の一部、1385番

の一部、1386番の一部、1387番の一部、1388番の一部、1389番の一部、1390番の一部、1391番1、1391番2の一部、1392番の一部、1393番の一部、1394番の一部、1395番1の一部、1396番1の一部、1397番1の一部、1398番1の一部、1399番1の一部、1400番1の一部、1401番1の一部、1401番3の一部、1401番5の一部及び1401番8並びに国分中央六丁目1344番1、1345番1及び1346番1

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

霧島市国分中央三丁目45番1号  
霧島市土地開発公社  
理事長 新町貴

.....  
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和6年6月21日

鹿児島県警察本部長 野川明輝

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量  
一般業務用ノートパソコンの賃貸借 425台
- (2) 借入れをする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
令和7年1月31日
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 借入期間  
令和7年2月1日から令和12年1月31日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 本装置で調達するソフトウェア、ハードウェアの候補となる機器等、システムの開発、保守・運用及び当該システムで扱われるデータの管理・処理の役務（再委託先等を含む。）について、機器等・役務リストを提出し、確認を受けた者であること。
- (4) 納入しようとする物品の機能証明書を提出し、承認を受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出

するものとする。

- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

- (3) 申請書類の受付期間

令和6年6月21日から同年7月19日までのそれぞれの日（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

#### 4 入札の方法等

- (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書の提出方法

(5)に示す日時及び場所に直接持参するか、又は(3)の提出場所に配達を証明することができる郵便若しくは信書便により送付すること。

- (3) 郵送による入札書の提出場所

鹿児島県警察本部会計課調度係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

- (4) 郵送による入札書の提出期限

令和6年8月26日午後5時15分

- (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年8月27日午前10時  
イ 場所 鹿児島県警察本部会計課入札室（警察本部庁舎3階）

- (6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ウ) 交付場所 (3)に同じ。

(イ) 交付期限 令和6年7月12日午後5時15分

#### 5 契約条項を示す場所及び期限

4の(3)及び(6)のイの(イ)に同じ。

#### 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

#### 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

- (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に

定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

#### 8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

#### 9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

#### 10 最低制限価格

設定しない。

#### 11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

#### 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部会計課調度係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566  
電話番号 099-206-0110（内線2232）  
ファックス番号 099-206-5560

#### 13 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

#### 14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:  
Notebook computers for business use:425Set
- (2) DELIVERY PERIOD:  
As shown in the specification book
- (3) DELIVERY PLACE:  
As shown in the specification book
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER BY MAIL:  
5:15 p.m. 26 August 2024
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
Finance Division  
Police Administration Department  
Kagoshima Prefectural Police Headquarters  
10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan  
TEL 099-206-0110(ext.2232)  
FAX 099-206-5560

.....  
競争入札の参加者の資格に関する公告

令和 6 年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和 6 年 6 月 21 日

鹿児島県県立病院事業管理者 原口優清

- 1 調達をする物品等の種類  
物品の購入（医療機器類）
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和 52 年鹿児島県告示第 166 号。以下「資格審査要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 医薬品、医療器械等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 39 条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を入札書の提出期限の時点で受けた者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等  
入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
  - (1) 申請の方法  
資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により提出するものとする。
  - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643
  - (3) 申請書類の受付期間  
令和 6 年 6 月 21 日から同年 7 月 1 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 入札参加資格審査を受けることができない者  
次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。  
ア 資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者  
イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 39 条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けていない者
  - (5) 入札参加資格審査結果の通知  
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
  - (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格を取得した日から令和 6 年 9 月 30 日までとする。
- 5 入札の公示の方法  
入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。  
.....

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 6 年 6 月 21 日

県立大島病院長 石神純也

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量  
据置型デジタル式汎用 X 線透視診断装置 一式
- (2) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
入札説明書による。
- (4) 納入場所  
入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を入札書の提出期限の時点で受けた者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等  
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

## (1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

## (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643

## (3) 申請書類の受付期間

令和6年6月21日から同年7月1日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

## 4 入札の方法等

## (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。



- (2) 入札書の提出場所  
県立大島病院総務課  
奄美市名瀬真名津町18番1号 郵便番号 894-0015
- (3) 入札書の提出方法  
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）
- (4) 入札書の提出期限  
令和6年8月1日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所  
ア 日時 令和6年8月2日午前10時  
イ 場所 県立大島病院救命救急センター4階研修ホール
- (6) 入札説明書  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
(2)及び(4)に同じ。
- 5 契約条項を示す場所及び期限  
4の(2)及び(4)に同じ。
- 6 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
  - (2) 契約保証金  
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
なお、契約保証金は、契約履行後還付する。  
ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 8 入札の無効  
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
  - (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
  - (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
  - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
  - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認められた場合の入札
  - (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
  - (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格  
設定しない。
- 11 契約書案の提出  
落札者は，落札決定通知を受けた日から 5 日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先  
県立大島病院総務課  
奄美市名瀬真名津町18番1号 郵便番号 894-0015  
電話番号 0997-52-3611  
ファックス番号 0997-53-9017
- 13 その他  
この調達は，世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 14 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:  
Stationary digital X-ray fluoroscopy imaging apparatus:1Set
  - (2) DELIVERY PERIOD:  
As specified in the tender explanation form
  - (3) DELIVERY PLACE:  
Kagoshima Prefectural Oshima Hospital
  - (4) TIME LIMIT FOR TENDER:  
5:00 p.m. 1 August 2024
  - (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:  
General Affairs Division  
Kagoshima Prefectural Oshima Hospital  
18-1 Nazemanatsu-Cho,Amami City,Kagoshima Prefecture 894-0015 Japan  
TEL 0997-52-3611  
FAX 0997-53-9017

## 選挙管理委員会告示

### 鹿児島県選挙管理委員会告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は，それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお，令和 6 年 3 月 22 日鹿児島県選挙管理委員会告示第 3 号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は，廃止する。

令和 6 年 6 月 21 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄	
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金，使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	26, 178	
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	263, 609	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数，その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区	148, 752
	鹿屋市・垂水市区	30, 728
	枕崎市区	5, 477
	阿久根市・出水郡区	7, 965
	出水市区	14, 181
	指宿市区	10, 680
	西之表市・熊毛郡区	10, 870
	薩摩川内市区	25, 326
	日置市区	12, 948
	曾於市区	9, 326
	霧島市・姶良郡区	36, 428
	いちき串木野市区	7, 406
	南さつま市区	8, 943
	志布志市・曾於郡区	11, 348
	奄美市区	13, 062
南九州市区	9, 064	
伊佐市区	6, 655	
姶良市区	21, 338	
薩摩郡区	5, 388	
肝属郡区	9, 353	
大島郡区	15, 642	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	263, 609	
地方自治法第86条第1項に基づく副知事，選挙管理委員，監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分		

の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た 数とを合算して得た数
------------------------------------------------

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第 26 号

平成 24 年 2 月 28 日鹿児島県選挙管理委員会告示第 1 号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 6 月 21 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 の表 67 の項を削り、同表に次のように加える。

333	鹿児島県立薩南病院	南さつま市加世田村原四丁目 11 番
-----	-----------	--------------------

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第 27 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による設立の届出があった政治団体、法第 7 条第 1 項の規定による異動の届出があった政治団体、法第 17 条第 1 項の規定による解散の届出があった政治団体、法第 19 条第 3 項の規定による資金管理団体の異動の届出があった政治団体及び資金管理団体の指定の取消しの届出があった政治団体又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和 6 年 6 月 21 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

## 1 設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
鹿児島県ひがなつみ後援会	堀川 清一	前田 裕一	鹿児島市照国町 13 番 15 号	令和 6 年 5 月 27 日
鹿児島を元気にする会	上野 康弘	上野 康弘	鹿児島市吉野町 5598	令和 6 年 5 月 31 日
鎌田孝章後援会	鎌田 孝章	三浦 淳子	西之表市東町 123 番地	令和 6 年 5 月 17 日
中西りょう後援会	中西 諒	中西 諒	薩摩川内市東郷町斧渕 7064 番地 5	令和 6 年 5 月 1 日
成政伊久予後援会	成政 伊久予	成政 伊久予	伊佐市菱刈前目 2254	令和 6 年 5 月 17 日
宮野健一後援会	宮野 健一	宮野 智子	薩摩川内市下甌町瀬々野浦 450 番地	令和 6 年 5 月 27 日

## 2 異動の届出があった政治団体

## (1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党伊集院支部	岩崎 昌弘	会計責任者の氏名	天野 優	中村 慰司	令和 5 年 12 月 1 日
自由民主党喜界町支部	榮 哲治	会計責任者の氏名	米田 信也	榮 優太	令和 6 年 4 月 18 日
自由民主党垂水支部	堀内 貴志	会計責任者の氏名	前田 隆	堀内 貴志	令和 6 年 3 月 28 日

## (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
川畑実道後援会	尾曲 幸良	代表者の氏名	尾曲 幸良	芝原 正文	令和5年12月1日
国際勝共連合鹿児島県本部	永濱 政人	主たる事務所の所在地	鹿児島市唐湊4-18-39	鹿児島市唐湊4-15-2 東内科医院内	令和6年5月23日
しおた康一後援会	塩田 康一	主たる事務所の所在地	鹿児島市東千石町3番43号	鹿児島市荒田一丁目42番2号1F	令和6年5月20日
たきしんいちろう後援会	瀧 真一郎	主たる事務所の所在地	奄美市名瀬有屋町35-6(1-A)	奄美市名瀬伊津部町8-21	令和6年5月18日
東友会	東 清剛	会計責任者の氏名	東 小百合	東 尚子	令和6年5月16日
ひがし清剛後援会	東 紘一郎	会計責任者の氏名	東 小百合	東 尚子	令和6年5月16日

## 3 解散の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
崎元ひろのり後援会	鹿児島市薬師二丁目26番18号	崎元 博典	令和6年5月21日
しらが郁代後援会	鹿児島市紫原五丁目10番27号	白賀 郁代	令和6年5月21日
瀬尾和敬後援会	薩摩川内市祁答院町下手2-886番地1	瀬尾 和敬	令和6年5月10日
藺田裕之後援会	鹿児島市皇徳寺台二丁目19番12-2号	藺田 裕之	令和6年4月28日
日本共産党吉村重則後援会	指宿市山川成川706	吉村 正枝	令和5年12月31日

## 4 資金管理団体の異動の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
塩田 康一	しおた康一後援会	主たる事務所の所在地	鹿児島市東千石町3番43号	鹿児島市荒田一丁目42番2号1F	令和6年5月20日

5 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体  
法第19条第3項第2号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
崎元 博典	崎元ひろのり後援会	令和6年5月21日
白賀 郁代	しらが郁代後援会	令和6年5月21日